

# 参議院法制局の職務

## 1. 法律案の立案

### 議員立法と参議院法制局の役割

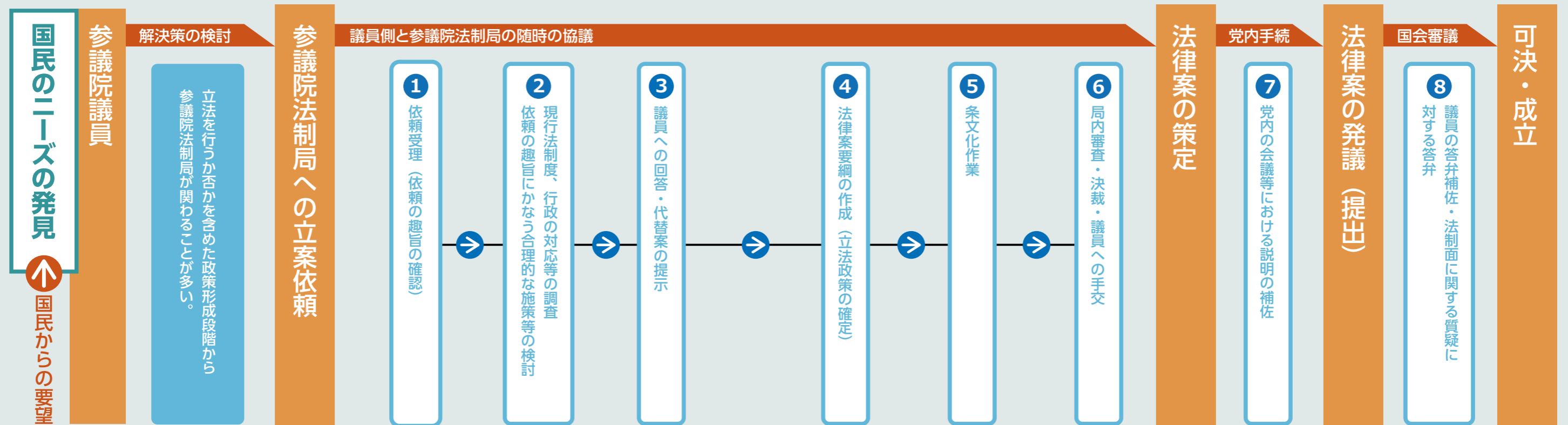
国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員

会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものがあります。

議員立法における参議院法制局の役割を示すと、下の図のようになります。参議院法制局は、単に依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活

動において極めて重要な役割を果たしています。法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意を酌み取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制局の重要な職務です。法的な合理性を確保しつつ、依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院

院法制局職員の腕の見せどころです。これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。



依頼議員の現状認識、立法の目的、念頭に置いている手段について確認する。



立法事実を精査した上で、立法内容の合憲性、法律事項など法的適格性の有無、法的な合理性、現行法体系との整合性等を検討し、必要ならば依頼の趣旨にかなう代替案も検討する。



各自の検討結果について課内で議論。課長も若手も知恵を出し合って、法的に、あらゆる面から、依頼内容の実現の可能性を追求する。



法律案要綱について依頼議員の理解が得られると、条文化作業に入る。表現の正確性・明確性・分かりやすさ、他法との関係等に配慮しながら、精緻な立法技術を用いて作業していく。



法律案の原案ができると、部長・法制次長・法制局長による局内審査が順次行われる。内容・表現両面について厳しく審査される。審査が完了すると、決裁を経て依頼議員に手交する。



委員会での法案審査に当たっては、依頼議員のために関係資料の作成、内容に関するレクチャー等の補佐を行う。ときには法制局職員が法制面に関する質疑の答弁に立つこともある。法案の成否に関わるだけに、気は抜けない。

